

廿日市市見守りシール交付事業申請書

令和 年 月 日

廿日市市社会福祉協議会 会長 様

申請者 住所

氏名

電話

対象者との続柄()

廿日市市見守りシール交付事業の利用について、次の通り申請します。

対象者	ふりがな		性別	男性・女性
	氏名			
	生年月日	(元号) 年 月 日		
	住所	廿日市市		
緊急時連絡先	<input type="checkbox"/> 以下の情報は、はつかいち見守り安心ネットワーク事前登録票と同じ内容のため省略します。			
	第1連絡先	ふりがな 氏名	電話	
		対象者との関係()	Eメール	
		住所		
	第2連絡先	ふりがな 氏名	電話	
		対象者との関係()	Eメール	
住所				

【対象者の要件】

はつかいち見守り安心ネットワークへの登録 未 済

※ 裏面にもご記入ください。

同 意 書

廿日市市見守りシール交付事業を利用するに当たり、次の事項に同意します。

令和 年 月 日

(あて先) 廿日市市社会福祉協議会 会長

申請者

住所

氏名

- 1 サービスの利用期間は、廿日市市社会福祉協議会が利用の決定をした日から利用の終了又は取消の日までとすること。
- 2 天災等の不可抗力やサービスの機能点検により、事業者の業務が中断し保護情報の提供が行えない場合があること。
- 3 この事業の利用により発見された対象者の保護を自己責任において行うこと。
- 4 サービスの利用に当たり対象者及び緊急時連絡先等の情報を、警察及び対象者が居住する地域を担当する地域包括支援センターに廿日市市社会福祉協議会が提供すること。
- 5 サービスの利用に当たり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすること。
 - (1) 対象者、緊急時連絡先の情報に変更が生じたとき。
 - (2) サービスの利用を終了しようとするとき。
 - (3) 対象者が死亡したとき。
 - (4) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
- 6 上記届出を速やかに行わないときは、廿日市市社会福祉協議会は利用の取消を行うことができること。
- 7 見守りシール等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、対象者以外の者への譲渡や転貸等、不正に使用しないこと。
- 8 見守りシール等の全部又は一部破損、又は滅失したときは、速やかに対象者が廿日市市社会福祉協議会に連絡し、指示に従うこと。この場合、再交付に係る実費相当額を負担する必要があること。